

新潟大学大学院博士課程奨学生 申請に必要な証明書類一覧

1 全員が必ず提出する書類

名称	取扱
所得証明書 ※コピー可	令和6年1月1日時点で住民票のある市区町村役場

【注意事項】

- 申請者本人の令和5年分の収入・所得が証明されているものを提出してください。
- 定職収入のある配偶者がいる場合は、配偶者の分の証明書（令和5年分）も必要です。
- 所得が「0円」でも、「0円であること」を確認する必要がありますので、必ず提出願います。
- 収入及び所得金額が印字されているものを提出してください。
- 市町村によって、「課税証明書」や「市・県民税所得証明書」等、書類の名称が異なる場合があります。
- 住民票のある市区町村役場で発行されない場合は、現在住んでいる市区町村役場にご相談ください。

2 該当する場合にのみ提出する書類

以下の内容を参考に必要書類を確認し、提出してください。

<定職・アルバイト等の収入について>



ケース別		必要書類
令和5年1月1日以前から勤務・アルバイトを開始し、	申請日現在も継続している。または令和5年12月末までに退職した。→Ⓐへ	<p>Ⓐ 上記1の所得証明書のみ必要。 ただし、所得証明書に収入金額の記載がない場合は、源泉徴収票、給与支払（見込）証明書または3ヶ月分以上の給与明細のコピー等、令和5年分の受給額がわかる書類を追加提出すること。</p>
	令和6年1月2日以降から申請日までの間に退職した。 →Ⓑへ	
令和5年1月2日以降に勤務・アルバイトを開始し、	平成5年12月末までに退職した。 →Ⓐへ	<p>Ⓑ 所得証明書の他に、給与支払（見込）証明書、給与明細、通帳のコピー等、令和5年分の受給額がわかる書類、もしくは退職した事がわかる書類を提出すること。</p>
	令和6年1月以降から申請日までの間に退職した。または申請日現在も継続している。 →Ⓑへ	

- ※ 2つ以上の勤務先に勤めている場合は、勤務先ごとに収入に関する証明書が必要です。
- ※ アルバイトには、短期・単発のアルバイトも含みます。
- ※ 定職を辞した場合は、令和6年分の源泉徴収票や退職証明書等を必ず提出してください。
アルバイトを辞めた場合は、何月に離職したかを申請時に申告してください。

<奨学生について>



ケース別		必要書類
奨学生を受給している（していた）。	日本学生支援機構が実施する奨学生である。 →Ⓒ	<p>Ⓒ 証明書類は不要。</p>
	日本学生支援機構以外が実施する奨学生である。 →Ⓓ	